

令和8年度移動環境調査業務  
委託業務仕様書

令和8年4月  
西ノ島町 産業振興課

## 令和 8 年度移動環境調査業務 仕様書

西ノ島町

### 1. 委託名および場所

- (1) 委託名 令和 8 年度移動環境調査業務
- (2) 委託場所 西ノ島町内

### 2. 事業の目的・趣旨

本町では、夏季を中心とした観光需要集中により、港から宿泊施設及び主要観光地を結ぶ交通の供給不足が危惧されている。また、生活交通においても、買い物等支援バス等の運行時間と住民ニーズにミスマッチが生じ、時間帯によっては必要な移動機会が十分に確保されていない状況がある。

一方、町内における移動の起点・目的・時間帯別需要に関する定量的データは十分に整備されておらず、行政・交通事業者・観光関係者の間で交通課題に対する認識の乖離が生じている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、来訪者・住民の移動実態及び事業者の運行実態を多角的に把握することにより、観光・生活両面における交通空白の可視化と関係者間の共通認識形成を図り、令和 9 年度に実施する実証運行及び今後の持続可能な地域交通体系の構築に資する基礎資料を整備することを目的とする。

### 3. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施においては西ノ島町の現況や制度等の特色を理解し、この業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置し、本事業の遂行に十分な人員を確保すること。
- (4) 契約期間中は、本事業の進行状況を随時報告し、WEB 会議システム等を活用して定期的な打合せを実施し、西ノ島町から事業の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに西ノ島町に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。

### 4. 業務内容

企画提案書の提案内容及び協議により、業務は確定する。

#### (1) 既存施策・交通資源の整理

買い物バス等支援バスの運行実績、運行時間・路線・利用状況等の整理

町内の民間交通事業者による運行実態の整理

フェリー等の島外連絡交通の運航実態との接続状況の整理

令和 7 年度モビリティ人材育成事業において実施したワークショップ等の成果および関連する協議内容の整理

過去に取得済みの移動関連データ及び観光統計の回収率・項目・分析結果等の整理

## (2) 来訪者アンケート調査

対象エリア：西ノ島町内（別府港、主要宿泊施設、観光案内所等）

調査規模：繁忙期（夏季）・閑散期（冬季）の 2 時期に分けて実施し、合計 500 部程度を配布（有効回答 200 件以上を目標とする）

調査方法：宿泊施設・観光施設・交通車両等への設置配布

調査内容：基礎属性（年齢、性別、居住地、来訪回数、同行者構成等）、来訪目的、島内での移動手段・経路・時間帯、待ち時間等の困りごと、今後の利用意向等

繁忙期・閑散期の需要差を把握できるよう、時期ごとに分析可能な設問設計とすること

## (3) 住民アンケート調査

対象エリア：西ノ島町全域（15 地区）

調査規模：繁忙期（夏季）・閑散期（冬季）の 2 時期に分けて実施し、合計 500 部程度を配布（有効回答 200 件以上を目標とする）

調査方法：郵送配布等による

調査内容：基礎属性（年齢、性別、居住地区、世帯構成、免許保有状況、自家用車利用可否）、移動実態（目的、頻度、移動先、利用交通手段、時間帯）、買い物バス等支援バス等既存交通に対する評価、将来意向（免許返納後の想定、新たな交通サービスへの利用意向、利用条件等）

町内 15 地区それぞれから一定数以上（各地区 10 件以上）の回答を確保するよう、配布・回収方法を工夫すること

## (4) 事業者等ヒアリング調査

対象：町内交通事業者、宿泊事業者、観光協会、主要観光施設等

実施時期：繁忙期（夏季）・閑散期（冬季）の 2 回

内容：運行・営業実態、繁忙期の需要集中への対応状況、観光客からの要望・苦情、住民の移動に関する声、関係者間の連携状況、令和 9 年度実証運行に向けた協力可能性等

ヒアリング結果は、アンケート調査結果と突合して分析できる形で整理すること

## (5) 移動データの取得・分析

来訪者の人数、滞在時間帯、島内移動パターン等を把握するため、受託者が自社で開発・保有するアプリケーションを用いてデータ取得・分析を行うこと。汎用のアンケートツールや任意の GPS ログ取得のみにとどまらず、繁忙期・閑散期それぞれにおいて、一定期間連続で実稼働させ、来訪者の行動データを面的に取得できる仕組みを有していることを要件とする。

既存の町営バス、民間交通、船便等の乗降データとの突合による、時間帯別・エリア別の需要特性の可視化

繁忙期・閑散期の 2 時期に分けて取得し、それぞれについて分析結果を報告すること

宿泊施設・観光施設等への協力依頼は、西ノ島町と連携の上、受託者が実施すること

## (6) 分析・仮説整理

上記アンケート・ヒアリング・移動データを統合し、以下の観点から分析を行うこと

○観光面における交通空白（時間帯・エリア別の供給不足の実態）

○生活面における交通空白（買い物等支援バスの運行時間と住民ニーズのミスマッチ等）

- 繁忙期における供給不足への対応方針及び既存交通の再編可能性
- 地区別・利用者属性別の交通ニーズの特徴
- 将来的な交通サービス導入に向けた優先度・実現可能性

分析結果は、協議会における関係者間の合意形成に資する形で整理すること

#### (7)運行シミュレーション

アンケート・ヒアリング・移動データの分析結果を踏まえ、令和 9 年度に実施を予定している実証運行（買い物等支援バスの再編等を含む）を想定した運行シミュレーションを実施すること。

シミュレーションでは、想定ダイヤ・運行ルート・使用車両数等の複数パターンについて、需要への適合度、既存交通事業者との役割分担、運行コスト等の観点から比較検討を行うこと。

シミュレーション結果は、協議会における合意形成に活用できる形式（比較表、マップ等）で整理し報告すること。

#### (8)協議会の運営支援

町が設置する関係者協議会（合計 3 回程度を想定）の運営支援を行うこと

- 協議会①：調査方針・調査項目の最終確認
  - 協議会②：繁忙期の調査結果に基づく対応方針の協議及び令和 9 年度事業方針の合意形成
  - 協議会③：閑散期を含めた全体結果に基づく令和 9 年度事業の詳細合意
- 協議会の開催にあたっては、資料作成、当日運営補助、議事録作成等を行うこと

#### (9)今後の展開整理（令和 9 年度実証運行に向けて）

調査結果を踏まえた交通課題の「短期対応」「中長期対応」への分類

令和 9 年度に実施する実証運行（買い物等支援バスの再編等を含む）の事業スキーム案の整理

補助金（国土交通省関連補助金、県補助金等）活用の方向性整理

令和 9 年度実証運行に向けた検討スケジュール及び関係者調整事項の整理

### 5. 業務についての留意事項

本業務は、令和 9 年度以降の実証運行及び本格運行を見据えた調査業務であることに留意すること。

町内の地域公共交通事業者間の関係性に配慮し、調査及び協議の実施にあたっては、発注者と十分に事前協議の上、進めること。

本業務は、国土交通省「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「『交通空白』解消タイプ」関連事業を活用して実施するものであり、同事業の要件及び報告義務に対応できるよう業務を進めること。

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

### 6. 業務に必要な届出書類

（1）業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ① 業務着手届及び現場代理人等届
- ② 業務計画書

（2）業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

① 業務完了届

② 成果品提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

i 報告書紙媒体 5 部

ii アンケート調査結果（集計データ、設問別集計、クロス集計等） 一式

iii ヒアリング調査結果（議事録、整理資料） 一式

iv 移動データ分析結果 一式

v 協議会運営資料（議事次第、配布資料、議事録） 一式

vi 令和 9 年度実証運行検討用資料 一式

vii 電子成果品（上記全ての電子データ）

※電子媒体については編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）で作成したものと、上記（i～vi）を PDF 化したものを作成

※写真データ（JPEG ファイル等）は、上記とは別にまとめて電子データで提出すること。

※撮影した写真等は、WEB サイト及び SNS、その他広報資料等において使用する旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

## 7. 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 19 日まで

## 8. 業務履行の確認及び支払い条件

支払の請求に当たっては、第 6 項（2）に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の完了検査を受けること。また、支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後委託料を請求すること。委託者は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

以上